

塩谷都市医師会リレーコラム

シリーズ「がんを知る」

第9回 ^{いがん} 胃癌の手術治療

♣ ご意見、ご質問、取り上げてほしい病気などありましたら、〒329-1312さくら市桜野1319-3さくら市氏家保健センター内塩谷都市医師会までお便りをお寄せください。
♣ 問い合わせ/塩谷都市医師会 ☎028(682)3518

国際医療福祉大学塩谷病院 消化器外科 一瀬雅典

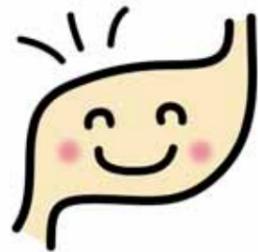
今回は、胃癌の手術治療についてのお話です。第4回のリレーコラムに紹介した「内視鏡治療」が行えるのは「胃の粘膜に限定した根の浅い早期癌」のみであり、粘膜よりも深く根を張った癌では、リンパ節への転移の可能性があるため、原則として外科医師による手術治療が行われます。「単に胃を切除するだけでなく、周辺リンパ節を切除する」のが手術治療の重要なポイントです。

胃の切除範囲は、腫瘍が胃の出口（幽門）に近い下半分にあるときは「胃の下半分（とか2/3）の切除＝幽門側胃切除術」を行います。腫瘍が入口（噴門）に近い上半分にかかって存在すると「胃全摘術」を行って胃を全部取ることが必要になります。「胃の上半分のみを取って下半分を残す手術＝噴門側胃切除術」は限定された条件が必要なことと、わざわざ胃を残したにも関わらず術後の機能が悪くなりがちなこととあって、あまり多くは行われません。（ここは皆さんによく質問されることです。）

ここ数年こうした手術を、傷が小さく負担の少ない

「腹腔鏡下手術」で行うことが増えてきています。先々腹腔鏡下手術は普遍的術式になっていく可能性がありますが、現時点ではある程度の進行度の癌までが対象であり、オールマイティーというわけではありません。治療が体へ及ぼす侵襲度（ダメージ）でみれば①内視鏡治療→②腹腔鏡下手術→③開腹手術という順番になりますが、患者様の抱えた要因に応じて「確実に病気を治すという治療の本質」を見失わないように、治療全体を見渡せる熟練の外科医師とよく相談検討して最善の術式を選択していくべきでしょう。

先日も90歳代の方が胃全摘を受け元気に退院されていきました。高齢化の時代に対応すべく私も外科医も技術と人を磨き、相談に乗れるよう準備しております。困ったときは病院の外科医に遠慮なくご相談ください。



ねんきん

平成27年度 国民年金保険料月額 について
月額15,590円です

国民年金からは、老齢基礎年金のほかに、障害基礎年金や遺族基礎年金が支給されます。

また、納めた保険料は全額が社会保険料控除の対象になります。

国民年金の保険料は毎年改定されますが、平成27年度は月額15,590円となります。

毎月の保険料は、日本年金機構から毎年4月の月上旬に送られてくる1年分の「納付書」によ

つ翌月の末日までに納めます。なお、保険料は原則納付期限から2年を過ぎると納められなくなりますのでご注意ください。

納付の窓口は、金融機関（ゆうちょ銀行を含む）またはコンビニエンスストアとなっています。また、ほとんどの金融機関で口座振替もできます。※年金事務所でも口座振替のお申し込み（郵送も可）ができます。

問い合わせ/大田原年金事務所 ☎(22)6311
矢板市民課 ☎(43)1117 FAX(43)5962

5月の集団健康診査・検診日程

- ❑ 特定健診を受診される方は、保険証と受診券（国民健康保険以外の方）を必ずお持ちください。お忘れになると、当日受診できませんのでご注意ください。
- ❑ まだ申し込みをされていない方で受診希望の方は、健康増進課へご連絡ください。
- ❑ 健診予定日に発熱やせきなど、体に異常がある場合は、後日改めて受診してください。

受付時間 8:30~10:30（混雑状況により受付時間が変更となります。）

月日(曜)	会場	特定健診	胃・肺・大腸がん	前立腺がん	乳・子宮がん	骨粗しょう症	備考
12日(火)	片岡公民館				○	○	女性のみ
13日(水)		○	○	○			
15日(金)		○	○	○			
19日(火)		○	○	○			
21日(木)		○	○	○			
22日(金)		○	○	○			
23日(土)		○	○	○	○	○	
26日(火)					○	○	女性のみ
27日(水)			○	○	○		
31日(日)		泉公民館	○	○	○	○	○

❑ 市ホームページに健診日の混雑状況を掲載しています。どうぞご覧ください。

申込・問い合わせ/健康増進課 ☎(43)1118

☎http://www.city.yaita.tochigi.jp/

介護保険料の基準額などが変わります。

介護保険制度の改正により、4月1日から介護保険料が下表のようになります。

【所得段階別保険料額（年額）】

所得段階	対象者	基準額に対する割合		保険料額(円)		
		27~28年度	29年度	27~28年度	29年度	
第1段階	生活保護受給者の方					
	世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金※1受給者の方	×0.45	×0.30	28,080	18,720	
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額※2+課税年金収入額が	80万円以下の方	×0.75	×0.50	46,800	31,200
		80万円を超えて120万円以下の方	×0.75	×0.70	46,800	43,680
第3段階	120万円を超えている方					
第4段階	本人が住民税非課税(世帯に住民税課税者がいる)で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が		×0.90		56,160	
第5段階	80万円を超えている方		×1.00(基準額)		62,400	
第6段階	120万円未満の方		×1.20		74,880	
第7段階	120万円以上190万円未満の方		×1.30		81,120	
第8段階	190万円以上290万円未満の方		×1.50		93,600	
第9段階	290万円以上の方		×1.70		106,080	

※1 老齢福祉年金/明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2 合計所得金額/収入金額から必要経費の相当額を控除した額で、雑損失・純損失の繰越控除前の金額です。

問い合わせ/高齢対策課 ☎(43)3896
税務課 ☎(43)1115